

私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会会則

(目的)

第1条 本会は、私立大学図書館協会西地区部会各地区協議会細則第2条第1項により、京都地区協議会と称し、本会加盟館の発展と相互協力を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 本会は、京都、奈良、滋賀、福井、石川、富山の1府5県私立大学図書館協会加盟館で組織する。

2 事務局を京都地区協議会理事校に置く。理事校は、本会の代表校となる。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会・研修会等の開催に関する事業
- (2) 相互協力に関する事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業を行うために、総会の議を経て細則を定めることができる。

(総会)

第4条 本会の定期総会は年2回とし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会では、本会の予算、決算、事業計画等の重要事項を審議する。

3 総会は加盟校の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立するものとする。

4 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または加盟校の3分の1以上の請求があるとき、開催するものとする。

5 総会の議長は、次回総会当番校が担当するものとする。

第5条 総会の議決および承認は、各校1票とし、出席校の3分の2以上の賛成を必要とする。

(役員校)

第6条 本会に次の役員校を置き、会務の執行を行う。

- (1) 理事校
- (2) 幹事校(正・副各1校)

2 理事校および幹事校の任期は2年とする。幹事校の1年目は副担当、2年目は主担当とする。

3 理事校選出基準は、別に定める。

(運営委員会)

第7条 本会に運営委員会を置き、会務の執行を円滑に行うための協議と立案を行う。

2 運営委員会は前条の役員校、相互協力連絡会世話人館幹事館および次回総会当番校

で組織し、委員長校には理事校を充てる。なお、委員長校が特にその必要を認めた加盟校については、これを招集することができる。

第8条 運営委員会は、委員長校が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、原則として年2回以上開催するものとする。

3 委員長校は、委員の3分の1以上の請求があるときは、運営委員会を招集しなければならない。

(連絡会・委員会)

第9条 本会の事業を行うために次の各号に定める連絡会および委員会を設置する。

(1) 京都地区協議会相互協力連絡会

(2) 京都地区協議会ホームページ運営委員会

2 前項第1号の連絡会は京都地区相互協力連絡会世話人館幹事館が統括し、第2号の委員会は理事校が統括する。

3 本会の事業を行う上で必要となる委員会は、総会の議を経て設置することができる。

(研究会)

第10条 本会は、第1条に定める目的を達成するために、次の各号に定める研修会および研究会を開催する。

(1) 京都地区協議会研修大会

(2) 京都地区協議会主題別研究会A(書誌)

(3) 京都地区協議会主題別研究会B(業務)

(経費)

第11条 本会の経費は、加盟校から徴収する活動分担金、部会交付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

(1) 分担金は、別に定める。

(2) 臨時に徴収する会費は、運営委員会においてその都度定める。

(会計)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第13条 本会の会計は、幹事校の監査を経て、総会で承認を得なければならない。

(会則の改正)

第14条 本会則の改正は、総会の承認を必要とする。

附 則

第1条 本会則は、平成17年4月22日から改正施行する。